

【日 時】平成18年5月25日(木) 19:00~19:50

【場 所】下山支所2階会議室

【出席者】委員15名(欠席1名)

事務局 支所長 副支所長 加藤 酒井 川合

【次第】1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

18年度わくわく事業の補助対象経費、補助対象外経費及び補助額について

4 その他

1 会長あいさつ

先回のわくわく事業審査会時に決めていただきましたように、先日4役で原案を作成させていただきましたので、今日はそれを検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

2 協議事項

(会長)事務局で素案を作成していただき、先日4役でその案について検討をさせていただきました。その内容は、とりあえず基準を設けさせていただき、その基準にそって対象外にする項目について補助金を減額し、その後、得点により比例按分して補助金額を決めていきました。まず最初に減額対象経費であります。備品については、1/2を補助対象にするということでもあります。備品の定義であります。単価2万円以上の備品を1/2にします。次に、補助対象としない経費ということで、何点かありますが、会議時の茶菓子代等の食料費。食材費。団体が整備できる備品の費用。団体の事務所等を維持するための経費。特定の個人のみの利益につながる経費。市で対応できる経費。根拠が明確でない経費。という項目を設けて、この項目に該当する経費については対象から除外していきます。最初の申請額から、減額対象経費と対象外経費を差引いて、積算基礎額を算出します。申請額から減額対象経費と対象外経費を差引きますと、当初872万円あった補助対象経費が約700万円になります。まだ200万円オーバーしていますので、それを500万円に納めるには5/7を掛けることになります。これを全団体に掛けてやります。その金額の合計が、概ね500万に近い数字になりますが、最初の取り決めの中で、得点合計によって比率を変えるということでした。そして審査得点の合計が20.3点から16.7点までありますが平均をしますと、18.29点になります。それで、先程算出した金額に団体の獲得した得点を掛けてやりまして、その数値を申請団体の平均点である18.29点で除してやりません。その算式で計算しますと金額の合計が5,004,332円という数字となります。予算は500万円でありますので、端数を按分して最終補助金額を算出します。以上が、4役で検討しました原案であります。色々ご意見もあると思いますので、協議をしていただきたいと思います。

今回基準を決めさせていただきましたが、申請者の方には事前に基準を示していません。昨年は予算額以下ということでありましたが、今回は1,200万円の申請がありました。次回からは、申請時に基準を示していくことになるかと思えます。基準を示しますと、もう少ししっかりした申請が出てくるものと思えます。基準を示すといひましても、申請された方を落とそうとい

う趣旨ではありません。とにかく事業を申請される気持ちのある方を応援しようというのが基本であります。

備品は必要なものかもしれませんが、予算的には半分になってしまったということで、そのままと備品として中途半端なものになる可能性があります。その場合は、変更申請をしていただいて、予算内でまとめてもらえるように事業内容を変更していただくことになるかと思えます。

(事務局) 備品については、1/2の補助になっていますが、数を半分にすればいいのかという問題ではありません。備品はたとえ一つであっても、半分しか補助金が出せないということでもあります。

(会長) 別にやめてもいいわけですね。

(事務局) もちろんです。

(会長) 取り下げられることも認めるということでもあります。本来であれば、半分でも自己資金などで購入していただくのですが、今回は、初期の通知もしていませんし、事例によってはこういう場合もできます。

(事務局) 今回の申請額は940万ですので、単純にこれを500万にするためには、これを53%にしなければ500万になりません。ですから全て公平に53%にするのも一つの方法です。ただそれは公平そうにみえますが、実際には申請された内容を個々にみていきますと、必ずしもそれを全て認めることが公平なのかということがありますので、それを今回対象外経費ということで、あらかじめこの経費を除いて、残った部分で公平に分配するという、2段階の方法をとったのが今回の提案された内容ということになります。

(委員) このようなやりかたしたやりようがないと思います。

(会長) 当初から採点基準があって、皆さんにお知らせをしておけば、もう少し違った審査の仕方があったと思いますが、現実にそういった手立てもとらずにやりましたので、申請された方にある意味迷惑を掛けている部分があると思いますが、それは今回の反省材料にしたいと思います。

500万円の予算に対して、1,200万円の申請がありますので申請された団体は何かしら減額されることを予想してみえると思います。

(委員) 前回の話し合いの中で、4役にお任せしますということであったと思いますのでこれでいいと思います。

(会長) 委員さんは、地域に戻られて、地域から色々質問があると思うのですが、今申し上げたような趣旨を、充分理解いただいて説明いただきたいと思います。

(委員) 500万に対して1,200万という数字が出ている話だから、減らされることは覚悟されているのではないのでしょうか。

(事務局) 次年度の募集に際しましては、また皆さん方のご意見をいただいて、今回決めた基準も申請の際の条件として、どこまで入れていくのか、また、上限を設けるのかとかそういうこともご相談をさせていただきたくて、事前に決めていきたいと思っています。

(会長) 次回は申請される皆さんが、いかに公平にうまく申請していただいて、うまく活動できるような形で、迷惑をかけないようなかたちで行っていききたいと思います。

(事務局) 地域のそれぞれの活動の芽を摘んではいけないので、できるだけたくさんのかたの応募をしていただきたいと思っています。

(事務局) 今日、基本的なところを踏まえていただいて決定をするということになりますが、相手方に通知を出さないといけません。通知には決定通知書と不交付決定通知書があり、様式は定められていますので、それにそって来週中に支所長の決定を踏まえて、通知をしたいと思っています。

す。6月早々には、事業着手できるような体制で、相手方には通知をしたいと思います。
今日は、ご苦労様でした。